

委託業務仕様書

1. 委託業務名

令和4年度 屋久島町滞在型観光促進事業業務委託

2. 業務の目的

屋久島の観光の形態は、世界自然遺産地域の象徴となっている縄文杉やもののけ姫のモチーフとなった白谷雲水峡などに向かう登山観光がメインとなり、行程も2泊3日（移動日・登山・移動日）が主流で、里地にある様々な魅力に触れることの少ないものとなっている。これは、多様な地域の魅力を効果的にPRできていないことや、観光利用に対し地域の動きが乏しいことも考えられる。

このことから、「もう一泊」したいと旅行者に思わせるような滞在期間を延ばす効果のある着地型観光サービスの開発ひいては担い手の育成、受入体制の整備及びサービスの質の向上を図る必要がある。

本業務では、本町への誘客、送客能力を有する旅行業者その他の地元事業者との連携のもと、世界自然遺産の魅力をもつ山・川・海・里のエコツアーや体験型メニューの充実を図るとともに、個人志向の多様化に対応し、町民の生活文化や食、農林漁業体験、あるいは水の島 屋久島ならではの“水の循環”をテーマとしたサステナブルな要素を打ち出した体験など、環境にも配慮した新たなコンテンツ等を開発・企画し、宿泊をセットにした滞在プランを組成する。また、この組成した滞在プランを販売促進費を活用することにより効果的に宣伝し販売する。

このことにより、滞在型観光による多様な効果を地域に波及させ、本町の継続的な居住が可能となる環境整備を図ることを目的とする。

3. 委託契約期間

契約締結の日から令和5年3月15日（水）まで

4. 委託業務内容

(1) 企画・開発費

- ① 複数泊（屋久島町において3泊4日以上）が必要となる着地型観光サービスと宿泊をセットにした滞在プランを企画・開発し、販売する。

着地型観光サービスについては、トレッキングやマリンアクティビティなどの自然体験のほか、文化体験や里地観光（新規性の高いものやこれまで観光利用の乏しかったもの：下表参照）を取り入れることで、旅行者に「もう一泊」を促す工夫や努力を施すこと。

また、滞在プランについては、島内事業者との連携・協力のもと企画・開発することとし、島外企業がサービスを造成・提供するなど、着地側で造成していないサービスや、地域固有の資源を基にしていないサービス、既にパッケージ商品や着地型観光メニューとして提供しているサービスを何ら改善しないものは対象とならない。

なお、他地域との周遊プランについては、屋久島町における泊数が3泊を超える

場合のみ対象とする。

屋久島町里地観光メニュー 候補一覧

寺社仏閣巡り	農林漁業体験
サイクリング (MTB、E-bike)	ボルダリング
トレイルラン	森林セラピー
滝巡り	温泉巡り
西部林道アニマルウォッチング	地場産業工場見学
環境学習施設見学	

- ② コロナ禍における新たな旅のスタイルとして注目されているワーケーションや長期滞在を推進する滞在プランを企画・開発し、販売する。

本費用に係る上限額は、7,230,000円(税込)とする。

(2) 販売促進費

(1)の滞在プランの販売促進のために、旅行者一人当たりにつき、鹿児島本土(鹿児島港・指宿港・鹿児島空港)－屋久島間(宮之浦港・安房港・屋久島空港)、伊丹空港－屋久島空港、福岡空港－屋久島空港の区間を対象に、また、着地型観光サービスが商品に含まれていることに限り、航路(高速船)を利用した場合6,700円(往復)、航空路を利用した場合6,200円(往復)に、宿泊費一泊当たり最大5,000円(宿泊費がこの額を下回る場合は当該宿泊費を限度とし、旅行者一人当たり最大15,000円までとする。)の合計額を上限に商品代金の割引又は体験事業の取次手数料として活用する。

本費用に係る上限額は、10,800,000円(税込)とし、対象人数を500人以上とすること。

なお、提案書には販売促進費を活用する人数と延べ宿泊者数を提示すること。

- 販売促進費の算出＝交通費①＋宿泊費②

※ただし、着地型観光サービスが商品に含まれていること

交通費①＝高速船の場合6,700円、飛行機の場合6,200円

※ただし、上記の路線を使う場合のみ。片道利用の場合半額(切り捨て)

宿泊費②＝上限15,000円(複数泊の上限)

※ただし、一泊当たりの上限5,000円、下回る場合は当該額

- 販売促進費算出の例

(例1)鹿児島－屋久島間の移動に高速船を利用し、3泊4日(一泊宿代10,000円)の滞在プランの場合の販売促進費

高速船代(往復) 21,100円		1泊目 10,000円		2泊目 10,000円		3泊目 10,000円	
販売費 6,700円	負担額 14,400円	販売費 5,000円	負担額 5,000円	販売費 5,000円	負担額 5,000円	販売費 5,000円	負担額 5,000円

⇒ 6,700円 + (5,000円 × 3泊) = 21,700円 (42%割引)

(例2)伊丹空港－屋久島空港の直行便を利用し、3泊4日(一泊宿代8,000円)の滞在プランの場合の販売促進費

航空賃(往復) 72,000円		1泊目 8,000円		2泊目 8,000円		3泊目 8,000円	
販売費 6,200円	負担額 65,800円	販売費 5,000円	負担額 3,000円	販売費 5,000円	負担額 3,000円	販売費 5,000円	負担額 3,000円

⇒ 6,200円 + (5,000円 × 3泊) = 21,200円 (22%割引)

(例3) 鹿児島空港－屋久島空港の航空路を利用し、4泊5日（一泊宿代4,000円）の滞在プランの場合の販売促進費

航空賃（往復） 31,200円		1泊目 4,000円	2泊目 4,000円	3泊目 4,000円	4泊目 4,000円	
販促費 6,200円	負担額 25,000円	販促費 4,000円	販促費 4,000円	販促費 4,000円	販促費 3,000円	負担額 1,000円

⇒ 6,200円 + (4,000円 × 3泊 + 3,000円 × 1泊) = 21,200円 (45%割引)

(3) 宣伝費

① (1) で造成した滞在プランを販売促進費を活用することで効果的に宣伝し、屋久島旅行を促す効果につなげる宣伝広告を対象とする。

なお、宣伝の方法は、受託者の顧客を対象にした広告だけでなく、テレビ・ラジオ・インターネット・新聞などを活用し、幅広い対象にも宣伝すること。

② 事業終了後においても継続的な誘客を図るため、屋久島での体験メニューを中心とした着地型観光素材の専用WEBサイトを作成する（詳細については別紙「WEBサイト作成業務仕様書」に記載）。

本費用に係る上限額は、3,970,000円（税込）とする。

5. 成果報告

本業務完了時に、次の成果物を提出すること。なお、成果物に瑕疵が確認された場合は、担当者の指示に従い必要な処理を受託者負担において行うこと。

- (1) 業務報告書3部（本業務で調査・作成したデータ分析結果等を取りまとめたもの、各業務の実績、効果検証及び分析等に関する報告、宣伝費に係る証拠書類を含む。）
- (2) 報告書のデータ納品（CD-R 3枚）
- (3) 延べ宿泊者数を確認できる書類
- (4) 販売促進費の内訳を確認できる書類（使用交通手段と経路、宿泊数、宿泊料金）

6. 業務の履行その他特記事項

- (1) 受託者は、業務の履行にあたって、内容を十分理解し町担当者と連絡を密に取りながら誠実に履行すること。
- (2) 本業務に関する協議等のために要する費用は、すべて受託者の負担とする。
- (3) 受託者は、本業務の処理を他に委託した請け負わせてはならない。ただし、書面により町の承諾を得た場合はこの限りでない。
- (4) 受託者は、労働基準法（昭和22年法律第49号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）その他関係法令を遵守するとともに、個人情報の取扱いを適正に行い、危機管理意識に基づく健全かつ安全に業務執行を図ること。
- (5) 受託者は、この委託契約に係る業務を遂行する上で知り得た情報又は秘密を承諾を得ることなく第三者に漏らし又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (6) 受託者は、事故や運営上の課題などが発生した場合は速やかに報告すること。
- (7) 受託者は、この業務に係る苦情等について、責任を持って対応すること。
- (8) 本委託業務により生まれた著作権等の知的財産については、全て町に帰属すること。
- (9) 受託者は、本業務の関係書類等を整備保管し、必要に応じて事業終了後も実地検査等に際しては、協力すること。
- (10) 本業務について、この仕様書に記載されない事項及び疑義が生じた場合は、町と協

議のうえ決定すること。

- (11) この委託契約に係る業務遂行にあたり生じた損害は、原則として受託者が負担するものとし責任をもって対処すること。
- (12) 成果品の瑕疵が判明した場合は受託者の責任において適切に対処すること。

WEB サイト作成業務仕様書

1 事業の目的

島外からの来訪をより促進し滞在期間の延長に向けた取り組みを行うため、体験メニューを中心とした着地型観光素材の情報発信を行う。

2 事業内容

屋久島観光協会ホームページ (<http://yakukan.jp>) における特集ページを下記により作成する。

(1) 発信する情報及び作成内容

① 屋久島町での滞在期間の延長を訴求できる以下の魅力ある着地型体験メニューや立ち寄りスポットを組み込んだモデルコースを泊数別に設定する。

- A. 2泊3日コース
- B. 3泊4日コース
- C. 4泊5日コース
- D. 長期滞在コース又はワーケーションプラン

項目	内容
山	登山、トレッキング
川	リバーカヤック、SUP、沢登り
海	シュノーケリング、ダイビング、魚釣り、ウミガメ観察会
里	【自然体験】滝巡り、西部林道アニマルウォッチング、ボルダリング、森林セラピー、サイクリング (E-bike)、トレイルラン、温泉 【文化体験】里のエコツアー、寺社仏閣巡り、屋久杉木工クラフト、農林漁業体験、環境学習施設見学、工場見学
その他	Free Wi-Fi spot

※上記のほかにも、各項目に該当するような体験メニューがあれば掲載すること。

- ② 各体験メニューの項目には、概要、所在地、所要時間、実施時期、料金、催行人数、連絡先を記載すること。
- ③ ページ作成にあたり必要となる各種情報（掲載内容、写真）については、二次使用可能を条件として提供元と調整を行うこと。
- ④ 令和4年度 屋久島町滞在型観光促進事業業務委託により造成した滞在プランの販売促進のため、当該滞在プランの販売サイト等へのリンクを張り付けること。なお、業務委託終了後（令和5年3月15日）、当該リンクは削除すること。

(2) 媒体

パソコンだけでなく、スマートフォン、タブレットなどのモバイル端末でも閲覧できるように工夫すること。（レスポンシブ WEB デザインの採用）

(3) 保守管理

次年度以降も適切に使用できるような保守管理システムとし、かつランニングコストが発生しないように工夫をした提案とすること。

(4) その他

詳細については、事前に屋久島町観光まちづくり課と協議を行い、掲載内容の共有、確認を行った上で決定する。

3 履行期限

令和5年3月15日（水）まで